

# 答申書(案)に対する ご意見について

## ご意見について、事務局の考え

---

答申に至った理由の記載中、必要改定率を22.3%としたことと、基本料金が28.4%増、従量料金が一律25円増とあるのは、基本料金と従量料金の比率を33：67としたことからである説明を入れた方がよい。



基本料金28.4%増、従量料金一律25円増の根拠となる、基本料金と従量料金の割合33：67について、答申書（案）に追加しました。

## ご意見について、事務局の考え

---

水道の拡張整備の時代が終わったとはいえ、将来的に巨額の更新需要が見込まれる中、将来的に安定的な収益を確保する必要があるのに、なぜ逡増制の緩和を選択するのか理由が明確でない。



逡増制の緩和を選択した理由について、答申書（案）に追加しました。  
水道拡張期には、水の使用に供給が追いつかないことが懸念され、水の使用の抑制と施設整備の推進のため、逡増制の料金体系もやむをえない面がありましたが、水道整備が進み、使用量が減少傾向にある現在は状況が変わっており、使用の抑制を図る必要性が薄れています。また、維持管理に要する経費の軽重は、基本料金の区分差に反映しています。

## ご意見について、事務局の考え

---

政府も中低所得者への支援施策を検討しているのに、過度に負担を偏在させないために、経済的生活弱者（後期高齢者単独世帯、子育てひとり親世帯など）にも、逡増制を緩和した料金を適用することの是非



水道の使用量は、生活様式や家族構成、使用状況によって異なり、水の使用量の多寡と、経済的な負担能力が一致するわけではなく、水道事業においては、負担能力を考慮した料金体系にすることは出来かねます。そのため、適正な原価に見合った料金水準と公平な料金体系により、公正妥当な料金とする必要があると考えています。なお、現行の本市の料金体系は、20mm口径を中心とする家庭の利用について、とりわけ少量利用の料金については、原価を下回る低廉な料金区分を設定しています。今回の改定案においてもその基本の変更はありません。

## ご意見について、事務局の考え

本市の上水道事業継続のための収益基盤の選択肢を拡げておく記述もあってよいのでは。受益者負担の原理を主張するだけではないのではないか。



従量料金を検討する上では、使った分だけ負担する応益負担を原則としている中で、収益基盤の選択肢拡大として、企業債の追加発行を検討し、更に一般会計からの繰入れを追加検討しました。